ウ．災害、事故又はその他不測の事態が発生したことに伴う、社会的要請に応えるため、特定の石油製品の供給を行う必要がある場合。

エ．国際情勢の変化に伴い、原油の選択に制約若しくは石油製品の需要構造に変化が生じたことにより、根本的な生産体制の変更を余儀なくされた場合。

オ．重質原油と軽質原油の価格差の縮小、高付加価値製品の生産の制限又は不採算製品の生産の増加等、経済合理性の観点から、特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の通油量の増加を図ることが困難な場合。

カ．自ら又はグループ会社が他の石油精製業者と事業提携体制を構築している場合であって、災害、事故又はその他不測の事態が発生し、事業提携体制を構築している他の石油精製業者に起因する事由により、特定残油処理装置への減圧蒸留残渣油の通油量の増加を図ることが困難な場合。

目標達成が困難な場合の事由 （上記（ア）～（カ）から選択）	具体的な事由（注１２）

（注１２）目標達成に困難が生じた理由、それまでの目標達成に向けた取組状況等を詳細に記載すること。また、必要に応じて、任意の様式による補足資料を提出すること。

（備考）

１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　文字は、かい書でインキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

３　各項目について、欄が不足する場合は、必要に応じて欄を追加して、記載すること。

附　則

２１　この省令は、公布の日から施行する。

２　この省令による改正後のエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則第四条第二項の規定の平成二十九年度における適用については、同項中「毎事業年度終了後三月以内」とあるのは、「平成三十年一月三十一日まで」とする。